

○電波法に規定する指定機関を指定する省令（平成十三年総務省令第七十三号） 新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（電波有効利用促進センター） 第四条 電波法第百二条の十七第一項に規定する電波有効利用促進センターとして次の者を指定する。 一 <u>一般社団法人電波産業会</u> 住所 東京都千代田区霞が関一丁目四番一号</p>	<p>（電波有効利用促進センター） 第四条 電波法第百二条の十七第一項に規定する電波有効利用促進センターとして次の者を指定する。 一 <u>社団法人電波産業会（平成七年五月十五日に社団法人電波産業会という名称で設立された法人をいう。）</u> 住所 東京都千代田区霞が関一丁目四番一号</p>